

奈良県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	藤岡 俊一	大和郡山市八条町四七一
〃	川向 昇	〃 二六二
〃	西川 和弘	〃 六四七
〃	吉村 洋介	〃 七四三
〃	二宮 典雄	〃 六七六
〃	岡田 安二	〃 六一〇一
監事	辻 幸彦	〃 七一
〃	中井 房子	〃 二四四

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	藤北 英樹	大和郡山市八条町四八
〃	堀川 一郎	〃 七三二
〃	北口 宏	〃 七四六
〃	吉村 孝雄	〃 六八四
〃	川上 清	〃 二九三
〃	岡田 睦男	〃 六三三
監事	松原 昇	〃 六五九
〃	中川 通子	〃 二六〇